

国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知)

国民体育大会においては、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(平成 22 年 12 月 16 日制定)に基づき、競技者の広告は認められていません。

国民体育大会における競技者広告の表示は、ISAF 広告規定 20.2.4 に違反し、従って ISAF 広告規定 20.9 及びセーリング競技規則に基づくペナルティーが課されることがあります。

ISAF 広告規定 20.7 で認められている製造業者とセールメーカーのマークは、競技者広告ではないため、国民体育大会においても認められます。

但し、ISAF 広告規定 20.7 で認められる範囲を超えるマークは、それが製造業者またはセールメーカーが貼付または印刷したものであったとしても、これに手を加えずに表示することを選択した競技者による競技者広告と見なされますので、国体においては違反となります。

国民体育大会企業協賛に関するガイドライン(抜粋)

1. 協賛実施の趣旨

「国体改革 2003」の提言を踏まえ、国民体育大会(以下「国体」という。)の活性化と開催地の財政負担軽減のため、国体協賛を実施する。

民間活力を導入することにより、財政負担の軽減はもとより国民に対する国体の認知度向上、国体のブランド価値の向上を図っていくこととする。

9. 広告掲出にあたっての原則

- (1) 国体では、国体協賛社等以外の広告等の掲出(露出)は原則として禁止する。
- (2) 政治的、人種的または宗教的な内容の広告、公序良俗に反する内容の広告、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れがある内容の広告は禁止する。

ISAF 広告規定(抜粋)

20.1 定義

20.1.1 次の定義はこの『ISAF 広告規定』のみに適用されるものとする。

「広告」 団体、個人、製品、サービス、ブランドまたはアイデアに対して、関心を誘ったり、個人や団体に購買、賛同その他の支持を働きかけるような名称、ロゴ、標語、記述、描写、それらの変化あるいは変形、その他一切の伝達形態をいう。

20.2 全般

20.2.4 「広告」と広告されたすべてのものは、一般に認められている道德基準と倫理基準に合致していなければならない。政治、宗教、人種の宣伝となる「広告」は、艇、個人用装備、「レース中」艇にあるその他の物に表示してはならない。領土および領海内で「広告」を制限しているかもしれない個々の国の法律にも注意を払うこと。

20.7 製造業者とセールメーカーのマーク

20.7.1 規定 20.4 と表 1 に述べたエリアを除き、表 2 に述べた製造業者とセールメーカーのマークの表示は常時許可される。ただし、これらのマークにより、この「広告規定」、クラス規則、「システム」の規則に記載されている「広告」を表示する権利を制限してはならない。

20.7.2 製造業者のマークには、装備の設計者または製造業者の名前、ロゴ、その他の識別マークを含めてよい。

20.7.3 セールメーカーのマークには、セールメーカーまたはセール・クロスの製造業者の名前、ロゴ、その他の識別マーク、またはセールのパターンもしくはモデルを含めてよい。

20.9 抗議

20.9.1 この「広告規定」の違反を申し立てる抗議は、RRS 第 5 章により統制されるものとする。

20.9.2 プロテスト委員会は、抗議審問にて事実を認定後、艇および／または「競技者」がこの「広告規定」の条項に違反していると決定した場合、次のいずれかの処置を行わなければならない。

- (a) 艇の「責任者」または「競技者」に警告する。
- (b) そのレースまたはそのシリーズで、その艇にペナルティーを課す。
- (c) 公正と思われる他の調整を行う。ペナルティーを課さないこともある。

表 2 - 製造業者とセールメーカーのマーク

許されるマーク - 規定 20.7.1 参照

	艇体	スパーと装備	セールとカイト
艇のタイプまたは大きさ	艇体の各側で、計測者 また 建造者の名前またはマ ークを含めてよい	スパーの各側とその他 の装備 の装備の各側に	セールとカイトの各側に
艇体の長さ2.5m未満 の艇 (1)	艇体の長さの15%×1 50mm の長方形内に納まるマ ーク 1個	長さ300mm以下のマ ーク1個	150mm×150mmの正方形 内に納まるマーク1個。スピネ ーカを除き、マークのどの部 分も300mmまたはフットの長 さの15%のいずれか大きい方 を超えてタックの点から離して 付けてはならない。
艇体の長さ2.5m以上 の艇 (1)	500mm×150mmの 長方形 内に納まるマーク1個		
ウインドサーファー	制限なし	長さ300mm以下のマ ーク1個	150mm×150mmの正方形 内に納まるマーク1個。マーク のどの部分もタックの点からフッ トの長さの20%またはクリュー の点から500mmを超えて離し て付けてはならない。
カイトボード	制限なし	適用なし	制限なし
ラヂオコントロール艇	艇体の長さの15%×1 50mm の長方形内に納まるマ ーク 1個	長さ50mm以下のマ ーク1個	直径50mmの円内に納まる マーク1個

- この表中、「艇」という語には、ウインドサーファー、カイトボード、ラヂオコントロール艇は 含
まれない。